

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	桑折町後期高齢者医療関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桑折町は、後期高齢者医療関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福島県桑折町長

公表日

平成27年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療関連事務
②事務の概要	<p>本事務は、福島県後期高齢者医療広域連合規約により、被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び資格証明書の引渡し並びに返還の受付、医療給付に関する申請及び届出の受付並びに保険料に関する申請の受付、保険料の納入・決定に関する事務及び前記事務に付随する事務等を行うものである。</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">・被保険者の資格に関する事務・医療給付に関する事務・保険料の賦課徴収に関する事務・保険料の収納、滞納管理に関する事務
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">・後期高齢者医療システム・後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム)・宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none">・被保険者台帳情報ファイル・賦課情報ファイル・交換情報データファイル・収納情報ファイル・滞納管理情報ファイル・団体内統合宛名番号ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1第59項 桑折町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第39号）別表第1第14の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長	保健福祉課長 鈴木 頼子
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 桑折町字東大隅18 TEL024-582-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉課国保係 桑折町谷地字道下22 TEL024-582-1133

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年9月30日	I 1.③システムの名称	後期高齢者医療システム	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム（標準システム） 中間サーバー 	事前	マイナンバー制度開始に伴うシステム名称の変更
平成27年9月30日	I 5.②所属長	課長 佐久間 健司	保健福祉課長 鈴木 頼子	事後	人事異動のため
平成27年9月30日	I 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務課行政係	総務課広報広聴係	事後	機構変更に伴う係名変更のため
平成27年12月25日	I 1.②事務の概要	<p>本事務は、福島県後期高齢者医療広域連合規約により、被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び資格証明書の引渡し並びに返還の受付、医療給付に関する申請及び届出の受付並びに保険料に関する申請の受付、保険料の納入・決定に関する事務及び前記事務に付随する事務等を行うものである。</p> <p>番号法では、別表第一項番59に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給または保険料の徴収に関する事務に個人番号を利用する。</p>	<p>本事務は、福島県後期高齢者医療広域連合規約により、被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び資格証明書の引渡し並びに返還の受付、医療給付に関する申請及び届出の受付並びに保険料に関する申請の受付、保険料の納入・決定に関する事務及び前記事務に付随する事務等を行うものである。</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者の資格に関する事務 医療給付に関する事務 保険料の賦課徴収に関する事務 保険料の収納、滞納管理に関する事務 	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う事務の追加
平成27年12月25日	I 1③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム（標準システム） 中間サーバー 	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム（標準システム） 宛名システム 	事前	システムの追加、削除
平成27年12月25日	I 2 特定個人情報ファイル名	被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、交換情報データファイル、収納情報ファイル、滞納管理情報ファイル	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者台帳情報ファイル 賦課情報ファイル 交換情報データファイル 収納情報ファイル 滞納管理情報ファイル 団体内統合宛名番号ファイル 	事前	特定個人情報ファイルの追加
平成27年12月25日	I 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1第59項	番号法第9条第1項 別表第1第59項 桑折町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2第14の項	事前	条例の追加
平成27年12月25日	I 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務課広報広聴係	総務課	事前	請求先の変更